

営業秘密の保護

長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

最近、かっぱ寿司事件が報道で取り上げられています。回転寿司の大手かっぱ寿司を運営するカップ・クリエイト株式会社（本社神奈川県、創業は長野県長野市）は、競合する回転寿司チェーンH寿司の食材や原価・取引先に関するデータ等を不正に取得したとして、社長が逮捕される事件が発生しました。

また、農林水産省では、日本で開発された優良な品種の海外流出事件の頻発に対して、農業分野における営業秘密の保護に力を入れています。

そこで、本稿では、営業秘密の保護についてまとめてみます。



2. 営業秘密、不正行為とは

2-1. 営業秘密とは

「秘密として管理されている生産方法・販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう」と不正競争防止法で定義されています。これを文節すると、イ. 秘密に管理されている、ロ. 客観的に有用である、ハ. 一般に知られていない（非公知）であることが条件となります。

2-2. 不正行為とは

不正競争防止法では、不正入手した当人でなくとも、不正を知っていながら情報を使うことや、生産物を扱うことも対象にしています。

- ① 窃取、詐欺、脅迫その他の不正手段により営業秘密を取得する行為
- ② 前記により取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為。（本人だけでなく、情報を不正入手したことを知っている者を含む）
- ③ 前記不正情報によって生産された物を譲渡、引渡し、展示、輸出、輸入、ネット販売等をする行為

3. 営業秘密に関する裁判状況

営業秘密をテーマ（訴訟事由）に裁判で争われた事例は年10件以下であり多くはありません（図1参照）。これは、秘密の内容を裁判で説明して証明することに抵抗があると共に、営業秘密に対する認識が弱く、かつ、管理も不十分な場合が多いことにもよると考えられます。



4. 営業秘密の保護方法

営業秘密の保護方法のポイントを実務的な見地から記載します。

(1) 営業秘密の認識を持つこと

取引の働きかけや準備を行うにあたり商品の製造方法やデータを何の約束も無しに相手方に開示してしまう場合が見られます。いざ商品化（量産）する場合に、情報を与えた相手方が優利になってしまい、提供側は利益に結びつかないという事例が発生しています。そこで、以下の手当てを行っておくことをお勧めします。

(2) 案件に応じて都度対応すること

① 秘密保持条項のある契約書の取り交わし

時期は、情報開示前、共同開発開始前、生産準備時等が考えられます。

② 確定日付の取得

文書や図面等に公証人の確定日付印を押捺してもらいます。内容を証明するものではありませんが、その文書等に書かれた情報が申請者の手元に存在していたことを証明できます。さらに、その内容が他者によって特許等出願されたとしても、先使用权の証明になり、継続実施が確保されます。なお、公証役場は県内では、長野市、上田市、佐久市、松本市、諏訪市、伊那市、飯田市の7か所あります。

(3) 普段から対応しておくこと

① 社内管理体制の整備

営業秘密であることを特定し、該当する図面やデータ等の資料の閲覧・持ち出し等を管理するルールや体制を作ります。

② 社内規程の整備

営業秘密の保護には、社外に対する契約と共に、社内職員等に対する管理と約束も重要です。就業規則、秘密保持管理規程に加えて、必要に応じて秘密保持誓約書の策定も考えられます。

③ 工場入場時の誓約

工場見学等の入場時に、秘密保持誓約書に署名していただき、意識付けを行います。なお、回数が多い場合は時期を限定しない一括契約も可能です。

5. 特許出願時の注意事項

特許は、新規技術（発明）を公開（公知化）することの代償として一定期間独占権を与える制度です。公開しなければ特許の対象になりませんので、秘密にしておきたい内容が含まれているならば、出願を行わないで、公証人による確定日付を取得し先使用权を確保しておくことも考えられます（クローズ戦略）。

6. 農業における保護

(1) 農林水産省は、農業分野における営業秘密の保護に力を入れています。例えば、日本で開発したぶどう種のシャインマスカットが中国で急速に普及し、日本の30倍以上の栽培面積になっています。また、栽培方法や増殖方法も流出していると云われてい

ます。

(2) これらに対する保護は基本的には前記した保護方法と同じですが、農業には例えば以下のような独自の営業秘密があります。

・水やりの回数や水分量の水分管理技術、・肥料の混合比率、栽培方法を記した栽培基準や栽培日記。

さらに、農業においては独特な課題があります。

・作物の栽培が人目にさらされやすい屋外で行われる、

・生産部会等の広い範囲で技術やノウハウ等が共有される、

・実習生や指導員など従業員以外が生産現場に立ち入る機会が多い。

(3) これらの対策として以下が挙げられます。

・必要以上に該当する現場に部外者を立ち入らせない。(なお、「立入禁止」の標識等を立てることは、却って目立ってしまうとされています。)

・秘密情報の管理方法を決め、ルール化する。

7. まとめ

営業秘密の保護は古くから必要とされてはいましたが、交通手段やインターネット・SNS等の通信技術の進歩により情報の拡散が加速した結果、その重要性が一層増しています。

また、事業戦略としてオープン・クローズ戦略が注目される中、営業秘密保護はクローズ戦略の主体となる必須要件です。

長野県知財総合支援窓口は知的財産権を切り口として、技術の進展・変遷に対応した支援や、契約・ルールの策定の支援を行うことによって地域の産業・経済の発達に寄与すべく、皆様の戦略を踏まえて知財支援を行いますので、ご活用をお願い致します。

(原稿作成2022年11月)

